

総合計画を議会の議決対象とするための手法について

議会に審議を諮る手法は、以下3つである。

<比較表>

	1 総合計画策定条例	2 議会の議決すべき事件を定める条例	3 いずれの条例も制定せずに議決
内 容	計画策定を義務付ける	計画策定を義務付けるものではないが、 計画を策定した場合は議決対象とする	議案の提出根拠はないが、議会の意思を 確認する
策定の 強制力	◎ 総合計画の策定について、最も明確に 根拠づけることができる	○ 議会制民主主義の役割を果たしつつも、 社会情勢の変化に応じた対応が可能である	△ 行政の最上位計画に法的位置づけがない ことは好ましくないとの考え方がある
計画の 柔軟性	△ 計画の構成や内容について、明確な 位置づけが必要である	○ 計画の構成や内容について大きく縛られる ものではなく、柔軟に対応できる	◎ 条例に位置づけがないため、最も柔軟に 対応できる
県内市の 状況	渋川市	伊勢崎市、太田市、富岡市、沼田市	

※記載のない県内市は、今後総合計画を策定予定